

## ● 平成 23 年度から国民健康保険税の税率が変わります ●

国民健康保険加入者の皆さまの医療費などに要する費用を確保するため、平成 23 年度から税率などを改正します。

### ● 改正の理由

国民健康保険財政は歳入の中心となる税収が、所得等の低下などにより年々減少し、また歳出においては医療費の増加等により、これまでは基金からの繰り入れで対応していましたが、平成 22 年度は基金が底をつき、一般会計からの繰り入れをする事になりました。その為、平成 23 年度に税率を改正する事になりました。国民健康保険の健全な運営を維持するため、今回の保険税改正にご理解とご協力をお願いします。

### ● 改正の内容

7月本賦課から適用されます

平成 22 年度	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	平成 23 年度	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割率	5.9	1.6	1.1	所得割率	7.7	2.8	2.5
資産割率	28.0	7.0	8.0	資産割率	28.0	7.0	8.0
均等割額	14,000	4,000	5,300	均等割額	16,500	5,500	6,700
平等割額	16,000	4,000	3,200	平等割額	19,000	6,000	5,000

※国民健康保険税の4月納期は、仮賦課になっています。  
税率改正後の税率は7月の本賦課から適用されます。

## 国民健康保険税の納期が増えます！

これまでの国民健康保険税の納期は5期でしたが、平成 23 年度からは **6期**になります。

- 1期 (4月) 仮賦課
- 2期 (7月) 本賦課
- 3期 (9月)
- 4期 (11月)
- 5期 (1月)
- 6期 (2月)

※口座振替の方は、納期のある月の20日(土日の場合は翌営業日)に申し込みのあった口座から引き落としされます。振替日の前に確認をお願いします。

## ■ 軽自動車税減免の申請は4月25日までに！

### 減免の対象となる軽自動車等

#### 1. 軽自動車の所有者(納税義務者)及び台数等

##### 軽自動車等の所有者(納税義務者)

障がい者本人(ただし、18歳未満の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の場合は、その方と生計を一にする方を含みます。)

##### 減免の対象となる台数

障がい者1人につき1台(すでに、普通自動車の減免を受けている場合は減免されません。)

※車検証の車体の形状欄に『車いす移動車』等と記載されているものも減免の対象となります。

#### 2. 軽自動車等の使用目的

##### 障がい者本人が運転する場合

障がい者本人が使用するもの

##### 障がい者と生計を一にする方が運転する場合

障がい者の通学・通院・通所・生業のために使用するもの

##### 障がい者を常時介護する方が運転する場合

障がい者の通学・通院・通所・生業のために使用するもの

#### 【申請に必要なもの】

- 自動車検査証
- 運転する方の免許証
- 印鑑
- 軽自動車税納付書
- 手帳 (◎身体障がい者手帳 ◎療育手帳 ◎精神障がい者保険福祉手帳 ◎戦傷病者手帳)

※障がい等の区分や等級によっては減免を受けられない場合がありますので、下記へお問い合わせください。

#### 【国民健康保険税及び軽自動車税に関するお問合せ先】

住民税務課 Tel0994-22-3037 住民生活課 Tel0994-25-2511